

48	福祉保健局	低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援
事業概要	<p>【低所得者・離職者に対する支援】</p> <p>低所得者・離職者の就労・住居の確保・生活の安定に向けて、国や区市町村等と連携して効果的な施策を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉推進区市町村包括補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者・離職者対策事業（受験生チャレンジ支援貸付窓口の運営） 区市町村の受験生チャレンジ支援貸付窓口の運営経費に対して補助を行う。 ・ 子供サポート事業立上げ支援事業 生活困窮世帯の子供に対して支援を実施する民間団体による事業の立上げ支援や、民間団体間の連携促進に取り組む区市町村を支援する。 ・ フードパンツリー設置事業 住民の身近な地域に「フードパンツリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して、食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や困りごと等について話を聴き、適切な窓口につなぐ取組を行う区市町村を支援する。 ○ 自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に従事する者等を対象とした研修、意見交換会、事例検討会、助言・相談支援等の各事業を実施することにより、区市等が設置する自立相談支援機関等の窓口体制の強化を図る。 ○ 受験生チャレンジ支援貸付事業 中学3年生又は高校3年生を養育する低所得世帯を対象に、学習塾代や受験料等を無利子で貸し付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習塾等受講料貸付金 貸付限度額 中学3年生及び高校3年生：20万円 ・ 大学等受験料貸付金 貸付限度額 中学3年生：27,400円（1校当たり上限23,000円。4校分まで。） 高校3年生：80,000円 ○ 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業 住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、資金貸付、厚生労働省と連携した就労支援及び技能資格取得支援を実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図る。 また、事業対象者のうち、介護職場での就労を目指す離職者に対して、介護職支援コースを設置し、介護職員初任者の資格取得支援、就労支援を行い、離職者の生活の安定を図る。 <p>【ひきこもりに関する相談・支援】</p> <p>ひきこもり状態にある本人やその家族等に対し、年齢等によらず切れ目のない支援を行う。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都ひきこもりサポートネット ひきこもり状態にある本人やその家族等を対象に、電話、メール、訪問による相談を受け付けている。(厚生労働省「ひきこもり対策推進事業」におけるひきこもり地域支援センターに位置付け) ○ 都民向けシンポジウム ひきこもりについて悩んでいる本人や家族向けに、ひきこもりについての理解を深めるための講演会を開催する。同時に、都内で支援を行っている民間支援団体及び公的機関による合同相談会を実施する。 ○ 東京都若者社会参加応援事業 東京都の作成した「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿って活動するNPO法人等の民間支援団体を選定・評価の上登録し、都民や区市町村等に周知する。 ○ 東京都ひきこもりに係る支援協議会 学識経験者や関係機関等からなる「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を設置し、ひきこもり状態にある本人や家族の状況に応じた切れ目のないきめ細かな支援の在り方についての検討及び情報共有を行う。
これまでの経過	<p>【低所得者・離職者に対する支援】</p> <p>平成 20 年度に開始した生活安定化総合対策事業（緊急総合対策 3 か年事業）は平成 22 年度をもって終了した。平成 23 年度に事業を再構築して、低所得者・離職者対策事業、受験生チャレンジ支援貸付事業、住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業を実施している。</p> <p>平成 27 年度、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、区市の取組を支援する生活困窮者支援体制整備事業を立ち上げた（平成 29 年度をもって終了）。</p> <p>平成 29 年度、区市の自立相談支援機関等の従事者を支援する取組として、自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業を立ち上げた。</p> <p>平成 29 年度、子供の学習支援事業や子供の居場所創設事業を充実させるため、区市町村の取組を支援する子供サポート事業立上げ支援事業を立ち上げた。</p> <p>平成 30 年度、生活困窮者を相談機関等につなぐための取組を充実させるため、区市町村の取組を支援するフードパントリー設置事業を立ち上げた。</p> <p>【ひきこもりに関する相談・支援】</p> <p>令和元年度 青少年・治安対策本部から福祉保健局に事業移管 東京都ひきこもりに係る支援協議会 設置</p>

現在の進行状況	<p>【低所得者・離職者に対する支援】</p> <p>利用状況（平成 23 年 4 月 1 日からの累計実績 令和 2 年 3 月 31 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受験生チャレンジ支援貸付事業 貸付件数： 80,421 件 ○ 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業 <ul style="list-style-type: none"> 窓口相談件数： 65,308 件（うち介護職支援コース： 29,840 件） 事業登録者： 8,303 名（うち介護職支援コース： 1,204 名） 就職者数： 2,289 名（うち介護職支援コース： 762 名） <p>【ひきこもりに関する相談・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都ひきこもりサポートネット <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話相談のフリーダイヤル化、家族セミナー・個別相談会の開始、訪問相談における年齢制限の撤廃等により相談窓口としての機能を強化した。 ・ 相談実績（平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月まで） <ul style="list-style-type: none"> 電話相談 2,092 件（延べ件数）、メール相談 408 件（延べ件数） 携帯メール相談 48 件（延べ件数）、訪問相談 49 件（申込件数） ○ 都民向けシンポジウム <ul style="list-style-type: none"> ・ 都民向けシンポジウム 令和元年 6 月 15 日開催 ○ 東京都若者社会参加応援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録事業に参加する民間支援団体 22 団体（令和 2 年 3 月 31 日現在） ○ 東京都ひきこもりに係る支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年 8 月 設置 ・ 令和元年度第 1 回 令和元年 9 月 20 日開催 ・ 令和元年度第 2 回 令和元年 12 月 16 日開催 		
見通し	<p>【低所得者・離職者に対する支援】</p> <p>生活の安定に向けた支援を必要とする低所得者・離職者に対し、国や区市町村等と連携して各事業を着実に実施していく。</p> <p>【ひきこもりに関する相談・支援】</p> <p>東京都ひきこもりサポートネット等の事業を着実に行っていくとともに、東京都ひきこもりに係る支援協議会における議論を踏まえ、支援施策の充実を図る。</p>		
問い合わせ先	福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課 【低所得者・離職者に対する支援】 【ひきこもりに関する相談・支援】	電話	03-5320-4072 03-5320-4039